

寄附申出書（返礼品あり）

令和 年 月 日

大崎市 宛（一般社団法人みやぎ大崎観光公社） FAX：0229-25-8635

私は、以下のとおり大崎市のまちづくりを応援したいので寄附を申し込みます。

住所	〒 ー		
フリガナ			
氏名			
電話番号		Eメール	
性別	1 男 2 女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

返礼品送付先住所が上記と異なる場合は、裏面に返礼品送付先住所を記入ください

寄附金額 金 円

- 1 寄附金の使い道を指定することができます。下表の中から 1つ 選び、 にチェックを入れてください。指定がない場合は、市において事業の指定を行わせていただきます。

	寄附金の使途
<input type="checkbox"/>	「応援」使い道を特定せず大崎市を応援 市長が使途を決定します
<input type="checkbox"/>	「挑む」持続可能なまちづくりを推進するための事業 陸羽東線の存続に向けた利用促進、世界農業遺産アクションプランの推進、移住・定住の促進など持続可能なまちづくりへ挑戦するための事業に活用します。
<input type="checkbox"/>	「創る」地域産業を振興するための事業 農業・林業・商工、観光の各分野における連携・醸成・発信（シティープロモーション）による地域産業の創造に向けた事業に活用します。
<input type="checkbox"/>	「守る」安全・安心・住みやすさを創出するための事業 子育て、教育、防災・減災、医療、福祉など暮らしを守り、育むための事業に活用します。

- 2 希望する寄附の方法について、下表の中から 1つ 選び、 にチェックを入れてください。

	方法	備考
<input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行から振込	大崎市から後日、払込取扱票を郵送します(手数料無料)
<input type="checkbox"/>	金融機関から振込	大崎市から後日、指定口座を郵送にてご案内します(手数料寄附者負担)
<input type="checkbox"/>	市役所受付窓口へ持参	市役所政策課にお越しください
<input type="checkbox"/>	現金書留	この寄附申出書を同封して郵送してください(郵送料寄附者負担)

※インターネット申し込みの場合のみ、クレジットカード決済が利用可能です。

- 3 大崎市へのメッセージがございましたらご記入ください。

※個人情報の取扱いについて、お寄せいただいた個人情報は、寄附金の受付、入金に係る確認・連絡及び返礼品の送付等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。また、返礼品の送付について、その発送業務等を業者委託(委託先：一般社団法人みやぎ大崎観光公社)により行っています。

- 4 大崎市では、寄附金額が1万円以上の市外在住の方に、寄附金額に応じたお礼の品（特産品や宿泊券等）を贈呈いたします。希望される場合は、別紙のカタログからお好きなものをお選びいただき、下記にご記入ください。

返礼品希望の有無		<input type="checkbox"/> 希望する		<input type="checkbox"/> 希望しない	
希望する場合 →		特産品コード		特産品名	
返礼品 お届け先	氏名			電話番号	
	住所	〒			
返礼品の配達等に関して特記事項がありましたら、記入してください。					

**※返礼品お届け先は申出者住所と同一の場合は、記入不要です。**

※返礼品の発送は、寄附入金確認後となります。また、返礼品は5千円以上の市外在住の方に限ります。

※返礼品に関して、業務を委託している一般社団法人みやぎ大崎観光公社(0229-25-9620)からご連絡を差し上げる場合がございます。

- 5 ふるさと納税ワンストップ特例申請書を要望される方は、にチェックを入れてください。

要望の有無	<input type="checkbox"/> 申請書を要望する	<input type="checkbox"/> 申請書を要望しない
-------	-----------------------------------	------------------------------------

※要望された方には後日、申告特例申請書を郵送いたします。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。特例の適用を受けるためには、①寄附した年のふるさと納税による寄附先が5自治体以下であること(回数ではなく寄附先の自治体数)②確定申告をする必要がないことの2つの条件を満たした場合に適用になります。特例申請後に確定申告をした場合は、特例の適用が無効になりますので、全ての自治体への寄附について、確定申告が必要になります。

なお、不明な点につきましては、下記の間合せ先までご連絡願います。

※申請の手続について、ワンストップ特例の適用を希望する方は、後日郵送される申請書に必要事項を記載の上、大崎市市民協働推進部政策課に郵送により提出してください。

なお、大崎市ではワンストップオンライン申請サービスを開始しました。ワンストップオンライン申請サービスは、スマホで簡単に手続きが行えるサービスです。詳しくは、後日郵送される案内を御覧ください。

**【お問合せ先】**

一般社団法人みやぎ大崎観光公社 〒989-6153 宮城県大崎市古川七日町3番10号 醸室内 蔵10  
電話番号：0229-25-9620 F A X：0229-25-8635